

予算の執行状況

市民の皆さんが納めた税金や、国や県からのお金など（歳入）がどのように使われたか（歳出）を知ってもらうため、毎年5月と11月に市の財政状況を公表しています。

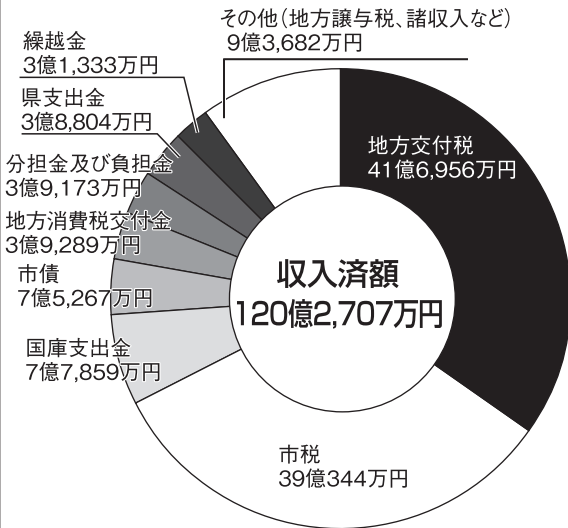
なお、市の会計は、病院事業会計を除き5月31日までの出納整理期間があるため、決算額とは異なります。



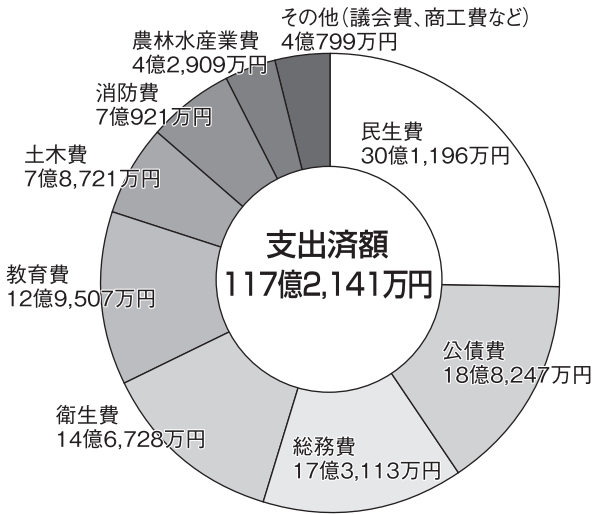
八日市場駅自由通路開通式（昨年9月）

一般会計の執行状況

歳入
 予算現額 129億5,349万円
 収入済額 120億2,707万円
 収入割合 92.8%



歳出
 予算現額 129億5,349万円
 支出済額 117億2,141万円
 支出割合 90.5%



特別会計の執行状況

区分	予算現額	執行済額	執行率
国民健康保険特別会計	歳入	43億7,628万円	88.5%
	歳出	45億4,569万円	91.9%
老人保健特別会計	歳入	28億8,494万円	93.8%
	歳出	27億4,463万円	89.2%
介護保険特別会計	歳入	22億5,369万円	96.9%
	歳出	21億5,579万円	90.6%

病院事業会計の執行状況

区分	予算現額	執行済額	執行率
収益的	収入	26億6,053万円	95.9%
	支出	26億7,066万円	96.3%
資本的	収入	7億2,834万円	100.0%
	支出	8億2,197万円	99.9%

基金	
財政調整基金	5億6,897万円
国民健康保険財政調整基金	2億6,505万円
社会福祉振興基金	5億2,988万円
ふるさと振興基金	1億9,207万円
減債基金	7万円
育英資金貸付基金	1億6,340万円
スポーツ振興基金	9,501万円
介護給付費準備基金	1億3,389万円
高額療養費資金貸付基金	1,001万円
出産費資金貸付基金	701万円
学校施設整備基金	9,358万円
土地開発基金	
土地	895.86㎡ 貸付金 1,131万円
現金	5,758万円 預託金 80万円

公債残高	
普通債	
総務	8億2,965万円
民生	1億7,288万円
衛生	6億7,312万円
農林水産業	5億6,341万円
土木	36億8,638万円
公営住宅	1億2,109万円
消防	7,139万円
教育	21億4,183万円
災害復旧債	
土木	898万円
文教施設	33万円
その他	162万円
その他	
市民税等減税補てん債	5億2,201万円
臨時財政対策債	35億6,038万円
臨時税収補てん債	2,710万円
退職手当債	2億円
借換債	9,270万円
合計	126億727万円

市有財産				
区分		土地 (㎡)	建物 (㎡)	
行政財産	本庁舎	18,570.00	5,358.38	
	その他の行政機関	消防施設	3,130.20	100.90
		その他の施設	10,563.00	3,277.00
	公共用財産	学校	275,285.26	67,275.35
		住宅	43,604.30	10,648.06
		公園	167,918.06	170.48
	その他の施設	223,952.78	35,794.30	
普通財産	その他	5,029.00		
	宅地	79,163.75	4,853.13	
	山林	83,899.25		
	その他	315,107.43		
合計		1,226,223.03	127,477.60	

申告が必要です

所得変動に伴う住民税の還付



税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、すでに納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには、申告が必要となります。

平成19年度分住民税を課税した、平成19年1月1日現在お住まいの市役所税務課へ、減額申告書を7月1日から31日の間に提出してください。なお、本市該当者には6月下旬に通知書を送付します。

平成20年度(19年分所得)からの主な改正点

1. 住宅借入金等特別控除の新設

所得税の住宅借入金等特別控除適用がある人(平成11年から18年までに入居開始した人)を対象に、平成19年度税源移譲に伴う税率改正により、所得税が減少し、控除しきれなくなった住宅借入金等特別控除適用を、所定の「市・県民税住宅借入金等特別控除申告書」を提出することにより、市・県民税が減額される措置が創設されました。

確定申告をした人は、市役所税務課にある控除申告書に記入してください。年末調整のみで確定申告をしていない人は、源泉徴収票を添えて市役所税務課へ申告してください。なお、対象となるのは、源泉徴収票の摘要欄「住宅借入金等特別控除可能額」に記載されている金額が、「住宅借入金等特別控除額」欄の金額よりも大きい場合のみです。該当者には申告書を送付してありますので、控除申告していない人は提出をお願いします。

2. 65歳以上の「非課税措置」廃止に伴う経過措置がなくなります

65歳以上で前年の合計所得額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止になったことに伴い、これに該当する人で平成17年1月1日現在、65歳以上に達していた人(昭和15年1月2日以前生まれの人)に対する経過措置が廃止され、平成20年度から全額課税になります。

市・県民税が課税されない人

【均等割も所得割も課税されない人】

生活保護法により生活扶助を受けている人

障害者、未成年者、寡婦または寡夫で19年中の所得が125万円以下の人

【均等割が課税されない人】

19年中の所得が次の算式で計算した金額以下の人
28万円×(控除対象配偶者および扶養親族の数+1)+16万8千円

*ただし、控除対象配偶者および扶養親族がいない場合は

28万円です。

【所得割が課税されない人】

19年中の所得が次の算式で計算した金額以下の人
35万円×(控除対象配偶者および扶養親族の数+1)+32万円

*ただし、控除対象配偶者および扶養親族がいない場合は35万円です。

無収入で申告をしていない人

19年中に高齢や無職などにより所得がなかった人、扶養されていた人、18歳以上の学生の人でも申告書の提出をお願いします(国民健康保険税の軽減適用や各種税務証明書の基礎資料になります)。

☎税務課市民税班 ☎73-0087

千葉社会保険事務局から

年金相談・手続きは予約制です



千葉県内の社会保険事務所および年金相談センターでは、年金の相談・手続きのほか、「ねんきん特別便」についての相談・手続きも予約制で実施しています。

事前予約のほかに、当日、予約なしで来られた人にも、窓口で当日の予約をお願いしています。

当日の予約がいっぱいになった場合は、翌日以降の予約となります。

事前予約専用電話

千葉社会保険事務所	☎043-242-6324
幕張社会保険事務所	☎043-212-7515
船橋社会保険事務所	☎047-460-0141
市川社会保険事務所	☎047-704-1165
松戸社会保険事務所	☎047-394-3155
木更津社会保険事務所	☎0438-23-7760
佐原社会保険事務所	☎0478-54-1445
千葉年金相談センター	☎043-241-1165
船橋年金相談センター	☎047-424-7091
柏年金相談センター	☎04-7160-3111

予約の申し込み方法など

年金の相談・手続きの予約は、相談日の1か月前から前日まで、予約専用電話または社会保険事務所、年金相談センター窓口で行います。

受け付けする際に、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「電話番号」「相談内容」などについて確認します。(お手元に年金手帳または基礎年金番号通知書をご用意ください。)